

◎新潟県告示第808号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成27年5月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-（4-クロロ-2, 5-ジメトキシフェニル）-N-（3, 4, 5-トリメトキシベンジル）エタンアミン（通称名：30C-NBOMe）及びその塩類
- (2) 2-（4-エチル-2, 5-ジメトキシフェニル）-N-（2-メトキシベンジル）エタンアミン（通称名：25E-NBOMe）及びその塩類
- (3) 3-〔2-（2-メトキシベンジルアミノ）エチル〕キナゾリン-2, 4（1H, 3H）-ジオン（通称名：RH-34）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成27年5月29日